

柏市国際交流センター(KCC) 団体登録の手引き

(2016年10月1日)

柏市は、市民の国際理解を深め、主体的な国際交流活動を促進するとともに、柏市の国際化と多文化共生の進展に寄与する目的で、2016年5月に柏市国際交流センター(Kashiwa Cross-cultural Center) (KCC と略す)を設立しました。そして、その管理運営のため指定管理者として特定非営利活動法人柏市国際交流協会(KIRA と略す)を指名しました。 ついては、以下 KCC 団体登録について案内します。

KCC 登録団体とは

KCC が有する施設である国際交流情報コーナーや国際交流スペースを利用して国際交流活動を推進する市民公益団体。

登録団体になると・・・

- ・ KCC 情報コーナーにチラシを置くことができます。
- ・ KCC 掲示板を利用できます。
- ・ KCC かわら版（毎月発行）の「他団体からのお知らせ」にイベント案内やお知らせの記事を掲載できます。（ただし紙面の都合で掲載できない場合もあります。）
- ・ KCC ホームページに団体の HP のリンク先を掲載できます。
- ・ 登録団体相互の情報交換会に参加できます。
- ・ 他の登録団体と事業でコラボすることも可能です。

登録申請の条件

- ・ 次の表にある事項をすべて満たす団体のみ登録できます。

条件	チェック
・ 柏市の国際交流活動団体であること。	
・ 政治活動、宗教活動、営利目的の活動、意見広告及び個人宣伝に関わらない団体であること。	
・ 公の秩序または善良の風俗に反しない活動団体であること。	
・ 構成員が 3 人以上いる団体であること。	
・ KCC の利用に不適切な団体ではないこと。	

申請方法

- ・申請方法：KCC 事務局にある「KCC 団体登録申請書」に必要事項を記入し署名欄に署名の上、提出してください。
(KCC ホームページより「KCC 団体登録申請書」をダウンロードしてメールに添付、又はファックスでも送信できます。)
- ・結果通知書：申請書受領後審査の上送付します（おおむね申し出の日から2週間程度かかります)
- ・登録料：無料

登録事項の変更・団体の解散・登録の取り消し

- ・登録事項に変更があった場合は「KCC 団体登録申請書」を使い、変更部分を赤字で書いて提出してください。
- ・団体を解散した場合は、団体名、代表者名、連絡先、解散の日付を書いた文書を提出してください。
- ・各登録団体において各要件を満たさなくなった場合、KCC 指定管理者は当該登録を取り消すものとします。

問い合わせ先

柏市国際交流センター ☎ 04-7157-0281 (平日 8:30～17:15)

担当：大野